

著作権に関する規定

第 1 条	本規定は、獨協大学情報学研究所（以下、本研究所）所長が有する著作権について定めることを目的とする。
第 2 条	対象とする著作物には次のものがある。
一	論文誌『情報学研究』に掲載された著作物（特段の定めのある場合を除く）
二	ニューズレターに掲載された著作物
三	その他本研究所が定めたもの
第 3 条	本研究所所長は第 2 条で定めた著作物に対して、著作権法に定める次の権利を有する。
一	複製権
二	公衆送信・伝達権
第 4 条	本研究所所長が交代した場合は、第 2 条に規定する著作物に対する第 3 条に規定する権利は、無条件に新所長に譲渡されるものとする。
第 5 条	第 2 条の著作物の著作者は、本研究所所長との間で、その著作権を第 3 条に定める範囲で譲渡する契約を締結する。ただし、第 2 条第 1 号の特段の定めがある場合は、この限りではない。
第 6 条	本研究所所長が第 3 条に基づき著作権を有する著作物に関して、同条に規定する範囲で利用を希望する者は、あらかじめ本研究所所長の許諾を得なければならない。
2.	前項の許諾に関するガイドラインは、情報学研究所運営委員会において別に定める。
附則	
1	この規定は 2011 年 6 月 15 日情報学研究所運営委員会において決定し、即日施行する。